

佐賀大学医学部附属病院手術部の組織及び業務を定める細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学医学部附属病院規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第7条第9項の規定に基づき、佐賀大学医学部附属病院手術部(以下「手術部」という。)の組織及び業務について定めるものとする。

(職員)

第2条 手術部に、規則第7条第2項及び第4項に規定する者のほか、次の職員を置く。

(1) 教員

(2) 看護職員

(3) その他の職員

(手術部長及び手術部副部長)

第3条 手術部長は、麻酔科蘇生科の科長をもって充てる。

2 手術部副部長は、手術部の助教授又は講師をもって充てる。

(業務)

第4条 手術部は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 手術を予定する患者の受付及び手術計画の作成に関すること。

(2) 手術部の診療に関すること。

(3) 手術室及び手術器械・材料の管理、消毒及び滅菌に関すること。

(4) 周術期医学に関する教育及び研究に関すること。

(5) 関係各診療科及び関係診療施設との連絡調整に関すること。

(6) その他必要な事項

(連絡会)

第5条 手術部に、手術部の業務の円滑な遂行を図るため、実務担当者を主体とした手術部連絡会を置くことができる。

(各診療科等の協力)

第6条 各診療科及び各部は、手術部の運営が円滑に行われるよう、それぞれ協力するものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、手術部に関し必要な事項は、手術部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。